富山県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

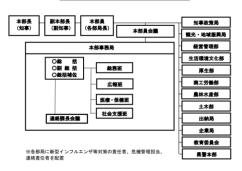
- 〇政府行動計画の改定(R6.7)を踏まえ、令和6年度に「富山県新型インフルエンザ等 対策行動計画」を改定。
- 〇政府行動計画の改定を踏まえた構成変更のほか、新型コロナウイルス対応を踏まえた 富山県新型インフルエンザ等対策本部や各部局・各課が担う役割の見直しを実施。
- ①政府行動計画の抜本的改定 を踏まえた大幅な構成変更
- ○これまでの計画からの変更点
- (1)過去に流行した呼吸器感染症を念頭に中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオ
- (2)予防や準備など**事前準備の「準備期」、 発生後の対応のための「初動期」及び** 「**対応期**」に分けて構成
- (3)具体的な対策項目を13項目に分類 など

②富山県新型インフルエンザ 等対策本部の整理・見直し

○新型コロナウイルス対応を踏まえた **県対策本部の役割・機能の見直し**。

富山県新型インフルエンザ等対策本部組織図及び事務局組織

本部長(知事) 本部員会議 本部長:知事 副本部長:別知事 副本部長:別知事 部 員:危機管理監、各部局長、教育長、 實報本部長 (事務局)連結課長委議:各部局連結課長 奉務商務目:加奉政策局。厚生部



<出典>富山県新型インフルエンザ等対策行動計画

- ③各部局・各課が担う役割 の整理・見直し
- ○新型コロナウイルス対応を踏まえた **各部局・各課の役割の見直し**。

◇ 各部局・各課が担う役割

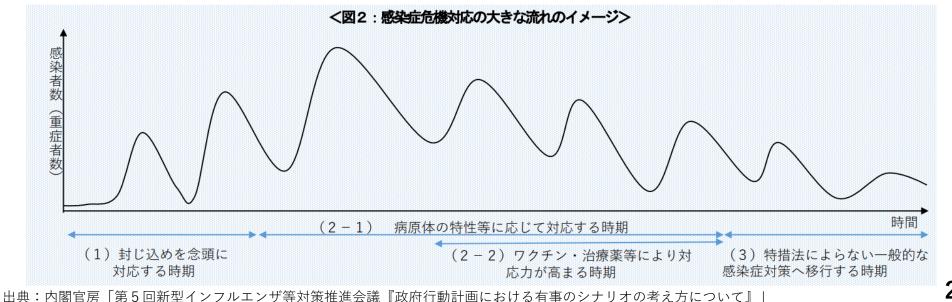
部局	役 割					
日事政策局						
管理担当	○新型インフルエンザ等対策に係る局内各課及び出先機関との連絡調整に関すること					
少子化対策・子育で支援担当	・部局に係る業務継続計画の策定を行う。					
政策評価担当	・部内各課における行動マニュアル等をとりまとめる。					
企画・広域連携担当	・職場内での感染予防、感染者の状況把握、局内の業務維持対策の調整等					
	○全国知事会との連絡調整に関すること					
	〇政府、国会その他関係機関に対する要望事項の取りまとめに関すること					
広報課	○広報活動の総括に関すること					
	・記者免表について報道機関との調整を行う。					
	・健康課及び各担当課と協力して県のホームページ、広報媒体(テレビ、ラジオ、新聞、広報誌)により					
	迅速かつ正確に情報を提供する。					
	○県民からの相談・問合せに関すること					
	・関係部局と連携し、県民への適切な情報提供を行うとともに、問合せ内容に応じた専門相談窓口の 紹介等を行う。					
秘書課	○知事及び副知事への対応に関すること					
	・知事及び副知事の感染予防対策を行う。					
	・新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長の秘書業務を行う。					
消防課	○消防機関への対応に関すること					
	新型インフルエンザ等に対する普及啓発と迅速かつ的確な情報提供を行う。					
	・感染者と接触する可能性の高い教急隊員等を対象とする研修会等の実施と注意喚起を行う。					
	○県民への広報に関すること					
	・不要不急な救急要請を控えるよう普及啓発を図る。					
	○消防学校における新型インフルエンザ等対策に関すること					
	・感染予防対策、臨時休業の検討・実施について指導・助言を行う。					

<出典>富山県新型インフルエンザ等対策行動計画

政府行動計画の改定(1) 有事のシナリオの再

- 〇過去に流行した呼吸器感染症を念頭に中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く 対応できるシナリオとする(改定前は「一度の感染の波が短期間で収束する」場合を想定)
- 〇予防や準備など事前準備(準備期)と発生後の対応(初動期・対応期)に分けて構成。対応期は、 感染症の特性や感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するシナリオとする。

時期		基本的な考え方		
		感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、 感染拡大のスピードをできる限り抑え、 感染拡大に対する準備を行う時間を確保		
対応期	(1)封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、まずは封じ込めを念頭に対応		
	(2)病原体の性状等に応じて対応する時期	病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等を講じることを検討		
	(3)ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等の普及等 により、科学的知見に基づき 対策を柔軟かつ機動的に切り替え		
		ワクチンの普及等による集団の免疫の向上、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への 対応力が一定水準を上回ることにより、 基本的な感染症対策(出口)に移行		



政府行動計画の改定② 対策項目の拡充

段階(改定前行動計画)		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策項目 (改定前行動計画)	段階・対策項目 (改定行動計画)	準備期 (感染症が発生する前段階 に必要な対応を実施)	初動期 (感染症の発生初期に必要な初動対処を実施)		対応期 (感染症のまん延移行、収束するまでに 必要な対応等を実施)	
1.実施体制	1.実施体制					
2.サーベイランス ・情報収集	2.情報収集・分析					
	3.サーベイランス					
3.情報提供・共有	4.情報提供・共有、 リスクコミュニケーション					
4.予防・まん延防止	5.水際対策					
	6.まん延防止					
	7.ワクチン					
	8.医療	くこれまでの計画からの変更点>①各対策は、予防や準備など事前準備の「準備期」と発生後の対応のための「初動期」及び「対応期」に分けて構成改定前は「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「小康期」に分類				
5.医療	9.治療薬・治療法					
	10.検査					
(新規)	11.保健	 ②目的を達成するための戦略を実現する具体的な対策を6→13項目に分類 				
(新規)	12.物資	③複数の対策項目に共通する5つの横断的な視点を設定 I 人材育成 II 国と地方公共団体との連携 III DXの推進 IV 研究開発への支援 V 国際的な連携 I				
6.国民生活及び 国民経済の安定の確保	13.国民生活及び 国民経済の安定の確保					

県行動計画の見直しの方向性(案)

- 〇健康危機への対応強化を図るため、<mark>健康危機対策本部の役割・機能の見直しや</mark>医療機関配布用物資の計画的備蓄、関係機関との人事交流も含めた連携強化を検討。
- 〇健康危機以外の危機管理対応や業務継続計画 (BCP) の見直しなど、新型コロナ対応 を振り返りながら、庁内各課での見直しを検討。

L.健康危機への対応強化

- (1)健康危機対策本部の役割・機能の見直し
 - ・<u>地域防災計画の保健医療福祉調整本部を参考に見直し</u>、感対、医務を中心に厚生部各課から 人員を集め、厚生部長指揮の下、各種対策に取組む。
 - ・健康危機管理リーダーの設置、リエゾン相互派遣も検討。
- (2) 医療機関配布用物資の計画的な備蓄
- (3) 関係機関との人事交流も含めた連携強化の検討

2.健康危機以外の危機への対応

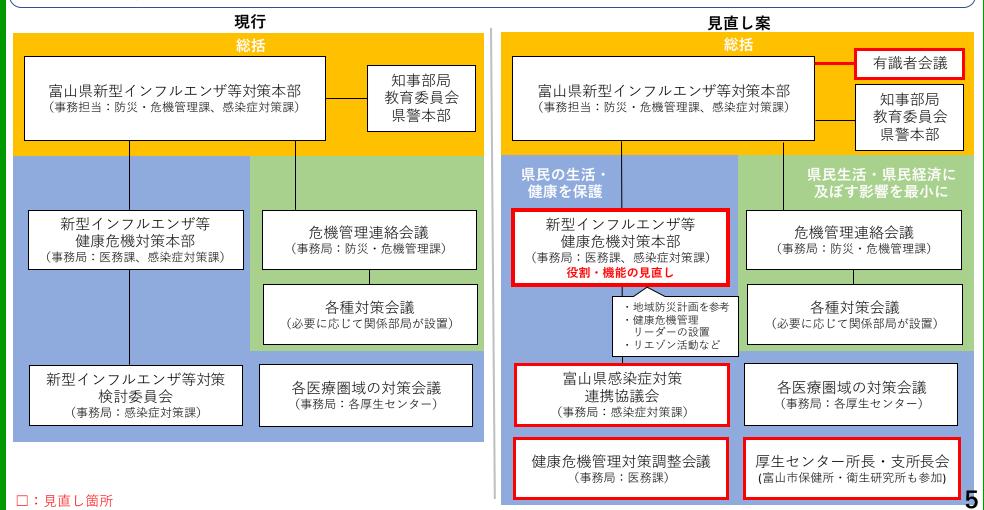
- ・新型コロナ対応の振り返りや政府行動計画、国ガイドラインを参考に見直し
- ・新型インフルエンザ等発生時における行動制限、まん延防止措置については、 国の方針や県内の感染動向、有識者会議の意見を踏まえながら対策本部で決定

3.業務継続計画の見直し

・新型インフルエンザ等発生時に行動計画を踏まえた対応が迅速に実施できるよう、 人員配置を意識して業務継続計画を見直し

富山県新型インフルエンザ等対策本部の整理・見直し(案)

- 〇平時から富山県感染症対策連携協議会等により関係機関との連携を強化。定期的な訓練の実施。
- 〇有事には富山県新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げ、県民の健康保護や県民生活・経済に 及ぼす影響が最小に抑えるための体制を速やかに構築。体制は新型コロナウイルス対応で確保 した最大規模を目安としつつ、医療提供体制や社会経済状況等を踏まえ柔軟かつ機動的に対応。



健康危機以外の危機対応の確認

- 〇健康危機以外の危機対応については、新型コロナ対応を振り返りながら、発生段階に 応じて各部局・各課が担う役割を点検。
- ○各部局・各課での振り返りや職員向けのアンケート調査等を踏まえ、必要に応じて、 県行動計画に反映。

発生段階に応じた各部局・各課が担う役割の点検(9~10月)

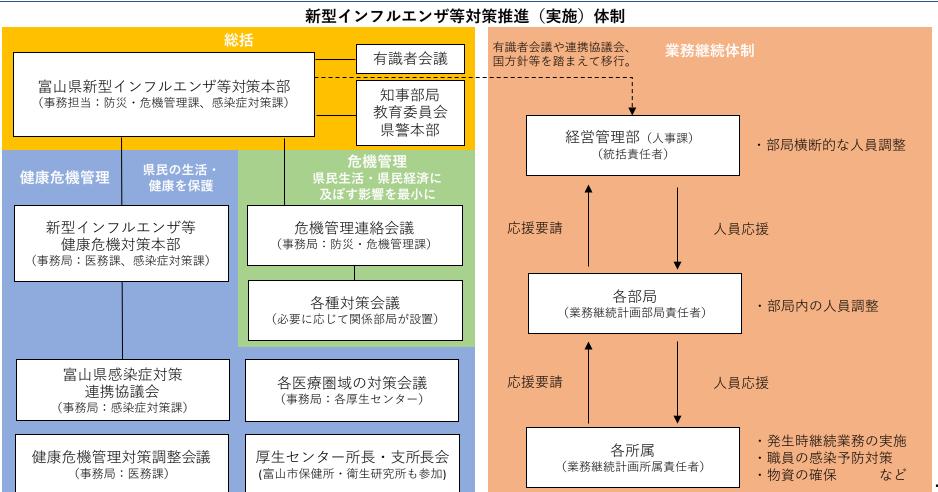
- ①各部局・各課での新型コロナ振り返り:
 - (1) 現行の「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画(H25.11)」における「各部局・各課が担う役割」、発生段階に 応じた「庁内関係課等の対応」を確認。
 - (2) 各部局・各課での新型コロナ対応を確認(新型コロナ関連事業の新設、既存事業の拡充、他部局への応援など)。
 - (3) 各部局・各課での新型コロナ振り返り: 「現行計画に明記されているが、取り組まれなかったこと」、「現行計画に明記されていないが、取り組んだこと」の確認。取り組まれなかった役割は「どのようにすれば、取り組むことができたのか」を検討。
- ②職員向けアンケート調査の実施:新型コロナ禍(R2~R5)当時に所属していた部局・課で対応した新型コロナ業務や 業務を進めるうえで生じたトラブル、新たな感染症の発生を見据えた改善すべきポイントなど。
- ③政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン等の記載項目の検討:政府行動計画、新型インフルエンザ等対策 ガイドライン等、国が示すガイドラインで明記された県の役割に基づく取組みの検討。

新型コロナ振り返りを踏まえた行動計画への反映(10~R7.2月)

- ①県行動計画改定版(素案)の作成後、**連絡課を通じて、素案確認依頼。アンケート調査の結果や各部局での振り返り結果を** 計画(素案)に反映。
- ②新型インフルエンザ対策実地訓練や常任委員会等でいただいた意見を踏まえ、**連絡課を通じて、計画(案)の作成及び確認依頼。**6

業務継続体制の再点検

〇新型インフルエンザ等の発生から大流行を経て終息に至るまでの間、県庁機能を維持し、県民 への公共サービスを円滑に提供できるよう「新型インフルエンザ対応富山県業務継続計画」を 策定。業務継続計画では、新型インフルエンザ等発生時における継続すべき業務等、業務の優先 実施の取扱いや業務実施のための人員体制、職員の感染対策等について定めている。



個人防護具の備蓄体制の確保について

備蓄の根拠:新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条

【改正前】※ 「新型インフルエンザ等の対策の実施に必要なその他の物資及び資材」として、個人防護具の備蓄義務あり

(物資及び資材の備蓄等)

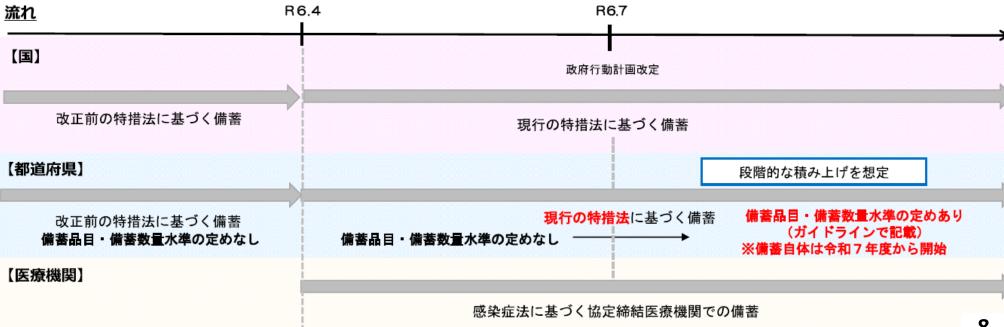
第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第十二条及び第五十一条において「指定 行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る<mark>新型</mark> **インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材**を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその 管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

【改正後】※ 「個人防護具」と備蓄対象として明記



(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第十二条及び第五十**一**条において「指定 行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る<mark>新型</mark> インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、医療機器、個人防護具(感染症法第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具をいう。第六十四条において **同じ。)その他の物資及び資材**を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、 若しくは点検しなければならない。



今後の個人防護具の備蓄について

1 今後の備蓄品目及び備蓄水準について

- 個人防護具の備蓄品目については、新型コロナウイルス対応時と同様に、①サージカルマスク、②N95マスク、 ③アイソレーションガウン、④フェイスシールド、⑤非滅菌手袋の5物資とする。
- 備蓄水準については、新型コロナウイルス感染症対応時の需給実績を踏まえ設定する。**新型コロナ対応では、 供給量が4か月目までに需要量を満たすまで回復・増加したことから、4か月間の備蓄を確保**する。

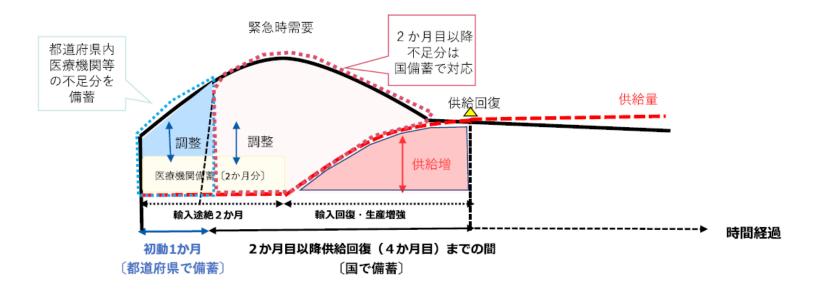
2 今後の備蓄体制の考え方

○ 多様な主体による備蓄を確保する観点から、以下のとおり備蓄を進める。

・医療機関:協定締結医療機関における備蓄の推進(2か月分を推奨)

·都道府県:初動1か月分の備蓄の確保

・国: **2か月目以降供給回復(4か月目)までの間**の備蓄の確保



個人防護具の備蓄に関する基本的な考え方

○備蓄という事業の特性やこれまでの実態、企業ヒアリングを踏まえ、個人防護具の使用推奨期間は5年とすること が望ましい旨、研究班会議の報告でも示されている。ことから、個人防護具については、使用推奨期間を5年として 備蓄を進める。なお、国の直近の調達においても、「使用推奨期間は製造後5年間以上であること」を求めている。



- ○<u>使用推奨期間5年を前提として備蓄量・備蓄費用を平準化していくために、毎年度、備蓄水準の4分の1に当た</u>る量を備蓄していく方針。(※)
 - (※)協定締結医療機関の備蓄については、初動1か月分は都道府県分、のちの3か月(2か月目から4か月目) 分は国の備蓄分から控除できる形とするため、すべてを購入する必要はない。

年間スケジュール(案)について

内容		県の動き			
	国の動き 	庁外	庁内		
4~6月	新型インフルエンザ等対策推進会議 (4/24,6/3,6/17) 厚生科学審議会感染症部会(5/7)	市町村民正・衛生主管部課長及び厚生関係 行政機関長会議(4/23) 公的病院長協議会(5/24) (政府行動計画概要の共有)	連絡課長補佐会議(5/22)(情報共有) 厚生センター所長・支所長会(情報共有)		
7月	政府行動計画 閣議決定(7/2) 全国感染症危機管理担当課長会議(7/3) 厚生科学審議会感染症部会(7/17) 新型インフルエンザ等対策推進会議 (7/31)		県計画の見直しの方向性の検討		
8月	新型インフルエンザ等 対策ガイドライン 発出(未)	連携協議会(8/30)(政府行動計画 概要、県計画の見直しの方向性案の共有) へ	庁内連絡課長等説明会(8/23) (県計画の見直しの方向性案の説明)		
9月	内閣感染症危機管理統括庁地域ブロック会議(9/17) (意見交換・質疑応答)		職員向けアンケート調査 各部局・各課での新型コロナ対策振り返り		
10月		新型インフルエンザ等対策実地訓練(11/8)	場計画(素案)の作成・確認依頼		
11月			WITH (NEXT) OTHER PROPERTY.		
12月		連携協議会に確認依頼(計画(素案)) - 厚生環境委員会(計画(素案)報告)			
1月		市町村等担当者説明会(市町村行動計画の			
2月		説明、県計画(案)の共有、確認依頼) パブリックコメント	→ 県計画(案)の作成・確認依頼		
3月		連携協議会(書面) (県計画(案)の共有)			
3 Н		県行動計画 策定			
R7.4月~		市町村行動計画等の策定を支援	11		